

高浜町
人権教育・啓発に関する基本計画
【第3次】

概

要

版



令和8年3月
高浜町

計画策定の経緯

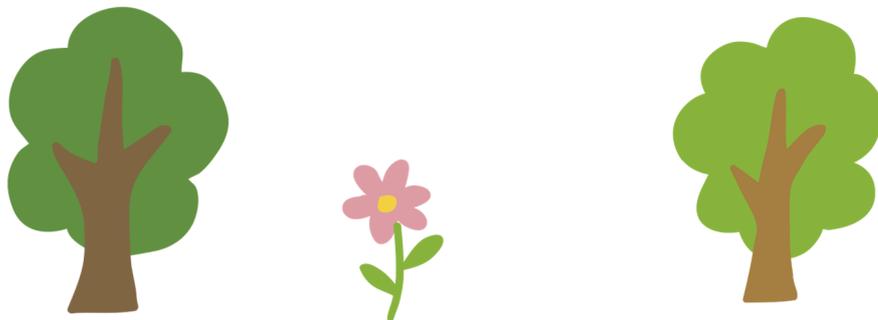
計画策定の背景と目的

高浜町においては、2006(平成18)年に「高浜町人権教育・啓発に関する基本計画(第1次)」、2016(平成28)年に「高浜町人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)」を策定し、町民意識調査の結果や前計画の成果・課題を踏まえ、10年間にわたり人権尊重のまちづくりを継続してきました。

このたび、2025(令和7)年度で第2次計画の期間が終了することを受け、これまでの取組の成果と課題を引き継ぎつつ、社会情勢や町民ニーズの変化に対応した施策をさらに体系的・計画的に展開することを目的として「高浜町人権教育・啓発に関する基本計画(第3次)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

計画の期間

本計画の期間は、2026(令和8)年度から2035(令和17)年度の10年間とします。



計画策定の指針

第2次計画から引き続き、以下の3つの「指針」に基づき施策を総合的に推進し、各種団体と協働しながら、高浜町における人権教育・啓発を一層推進します。

指針Ⅰ

町民の意識や考え方を
基盤として

指針Ⅱ

様々な人権問題への
アプローチ

指針Ⅲ

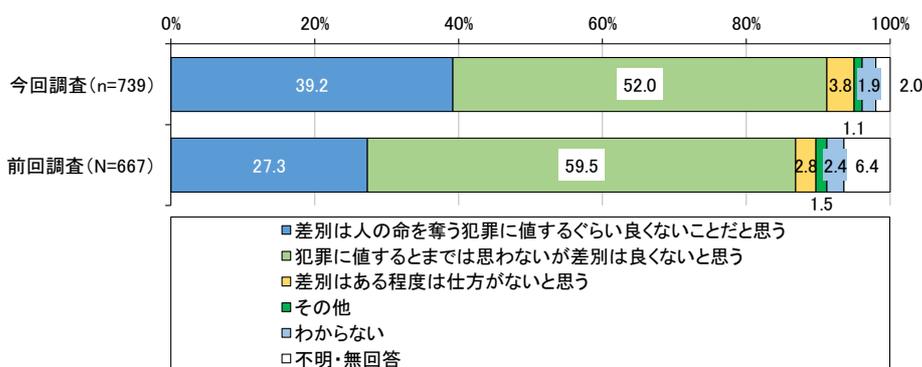
町民の主体性を
呼び起こす
人権学習・人権活動へ

アンケート調査結果

町内在住の18歳以上の人を対象に、人権に関する考え等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

①人を差別することについて、あなたはどのように思いますか。

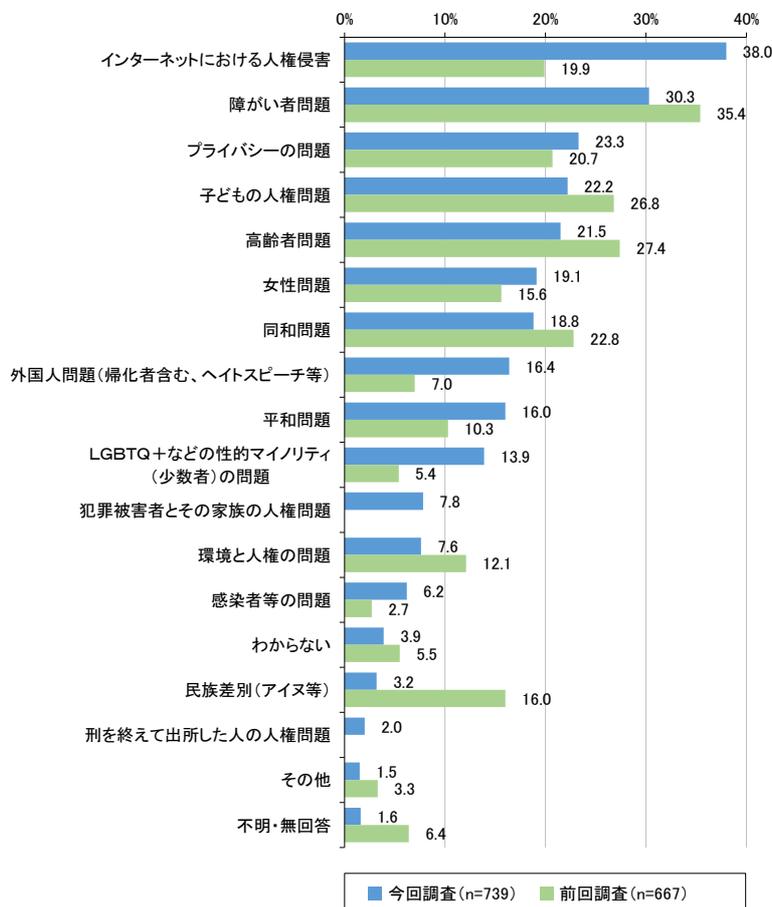
●前回調査と比較すると、「差別は人の命を奪う犯罪に値するぐらい良くないことだと思う」が11.9ポイント高くなっており、高浜町民の差別への意識は高まっていることがうかがえます。



②どのような人権問題に関心をお持ちですか。

●関心のある人権問題は、「インターネットにおける人権侵害」が38.0%と最も高く、次いで「障がい者問題」が30.3%、「プライバシーの問題」が23.3%となっています。

●前回調査と比較すると、「インターネットにおける人権侵害」が18.1ポイント、「外国人問題(帰化者含む、ヘイトスピーチ等)」が9.4ポイント高くなっています。



人権問題別の取組

1 女性

性別に関係なく誰もが尊重され、対等に参画できる社会を目指し、固定的な性別役割の考え方をなくし、無意識の偏見に気づくための啓発を進めます。教育の場では男女平等教育や人権学習の推進、女性委員や職員の登用も進めます。また、性別に関係なくDVや性暴力などの被害者支援を関係機関と連携強化し、安心して暮らせる環境づくりと自立支援を図ります。



主な取組

- 広報・啓発活動
- 学校における教育・人権意識の醸成
- 男女間の暴力防止と被害者支援
- 性別役割分担意識の解消
- 女性の参画促進

2 性的マイノリティ

本町は、誰もが自分らしく尊重される社会を目指し、性の多様性への理解促進や相談支援体制の整備を進めてきました。今後も教育現場や行政職員への研修を続け、家庭・学校・地域・職場での啓発を広げます。また、相談支援を利用しやすくし、パートナーシップ制度の活用を促し、関係機関との連携を強めることで、性的指向や性自認による困難を解消するための包括的支援を進めます。

主な取組

- 性の多様性に関する啓発の推進
- 学校教育における配慮と正しい理解の促進
- 町職員・保育士・教職員に対する研修の充実
- 相談支援体制の整備
- 性的指向や性自認等を理由に困難を抱える人への支援

3 こども

すべてのこどもが健やかに育ち、自分らしく生きられる社会を目指し、こどもの権利や人権意識を育てます。教育・福祉・医療などの関係機関と連携し、いじめや虐待、不登校、貧困など多様な課題に対応できる支援体制を強化し、こども一人ひとりの尊厳と可能性を守る環境づくりを進めます。



主な取組

- こどもの権利に関する人権意識の醸成
- こどもの貧困への支援
- 相談体制の充実
- 子育て支援策の推進
- 人権尊重教育の推進
- いじめ・児童虐待の未然防止と早期対応
- 地域と連携した多様な居場所づくり

4 高齢者

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、虐待防止や認知症への理解を広げ、福祉サービスの充実と地域包括ケアを進めます。出前講座や研修で虐待の早期発見と防止に取り組み、認知症サポーターの育成などにより地域全体で支える体制を強化します。さらに、学習や就労・社会参加の機会を広げ、生きがいづくりと健康づくりにより支え合う地域づくりを進めます。



主な取組

- 高齢者虐待防止対策の推進
- 福祉サービスの充実と地域包括ケアシステム等の推進
- 高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組
- 認知症に対する理解の促進
- 高齢者の学習機会の充実

5 障がい者

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指し、障がいへの理解を広げ、合理的配慮を根づかせるとともに、相談支援や意思決定支援の体制を充実させます。教育や啓発、交流の機会を通じて、こどもの頃から人権意識を育て、インクルーシブ教育や就労支援、社会参加の促進に取り組みます。

主な取組

- 障がい理解と共生社会の推進
- 権利擁護と虐待防止の推進
- 学び・社会参加と就労支援の推進
- 相談支援と意思決定支援体制の強化
- 教育の多様化とインクルーシブ推進
- 誰もが使いやすい環境整備

6 外国人

国籍や文化の違いを超えて、誰もが地域の一員として尊重され、安心して暮らせる共生社会を目指します。外国籍住民への生活支援や相談体制を充実させ、日本語教育や母語支援を進め、学校や地域での教育・啓発を通じて多文化共生への理解を深めます。また、国際交流の機会を広げ、就労の機会均等の確保やヘイトスピーチの解消に向けた取組も進めます。



主な取組

- 教育・啓発の推進
- 相談支援体制の充実
- 外国籍児童生徒等への母語支援
- 安全・安心の暮らしのための広報・指導
- 国際交流機会の充実
- 日本語教室指導者の確保・育成
- 就労の機会均等の確保

7 部落差別（同和問題）

部落差別をはじめとする人権課題をなくすため、職場や地域での差別防止と理解促進に取り組みます。企業研修や住民交流で偏見のない関係づくりを進め、発達に応じた教育や講演会・研修で人権意識を高めます。重大な人権侵害には関係機関と連携対応し、相談支援体制を強化して、差別のない地域づくりを進めます。



主な取組

- 働く場における差別防止・解消に向けた取組
- 住民同士の交流や相互理解を深める活動
- 部落差別（同和問題）解消に向けた教育・啓発の推進
- 人権侵害事象の解決・解消に向けた取組
- 相談支援体制の充実

8 感染者

エイズ・HIV 感染症、ハンセン病、難病への誤解や偏見をなくし、当事者が尊厳をもって暮らせる環境を整えます。若い世代への正しい知識の普及や、採用・職場での不当な扱いを防ぐ啓発を進め、ハンセン病や難病への理解も深めます。県や関係機関と連携し、差別のない地域づくりと人権侵害の防止に向けた支援体制を強化します。

主な取組

- エイズ・HIV 感染症に関する理解の促進
- ハンセン病に関する理解の促進
- 難病に関する正しい知識の普及・啓発
- 流行性感染症に関する理解の促進
- 医療機関における患者の権利尊重の推進

9 インターネット上の人権問題

インターネット上の人権侵害や差別的な書き込みを防ぐため、情報モラルやリテラシーの教育・啓発を進めます。児童生徒の発達に応じた学習や、町職員・教職員への研修で対応力を高めます。また、相談体制の充実や関係機関との連携で人権侵害への対応を強化します。個人情報の適切な扱いにも努め、安全で信頼できる情報環境を整えます。

主な取組

- インターネット上の人権問題や利用に関する教育・啓発
- 町職員・教職員に対する研修の充実
- 相談体制の充実
- 差別的な書き込み等に対する対策
- 個人情報の適正な取り扱い

10 さまざまな人権問題

生活困窮や災害、戦争、犯罪被害、出所後の社会復帰、拉致問題、アイヌの人々の権利など多様な人権課題への理解を深め、偏見をなくす啓発を進めます。広報や研修で町職員・教職員の対応力を高め、相談体制を整えて個々の状況に寄り添った支援を行います。社会の変化に応じて新たな課題にも対応し、関係機関と連携して取り組みます。

主な取組

- 様々な人権問題に関する啓発
- 相談支援体制の整備
- 刑を終えて出所した人及びその家族への支援
- 犯罪被害者及びその家族への支援

1 学校における人権教育

- 学校教育を基盤にしつつ、家庭や地域社会と連携した人権教育をさらに広げていくことが重要です。子どもたちが安心して学べる環境を整えるとともに、相談体制や研修を充実させ、問題の未然防止に努めます。
- 情報化社会の進展に対応し、情報モラルの育成を通じて責任ある態度を涵養することも課題となっています。こうした取組を総合的に進めることで、地域全体に人権尊重の意識を根付かせ、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えます。

主な取組

- 学校における人権教育の推進
- 安心して学習できる環境の充実
- 家庭や地域との連携
- 情報モラルの育成



2 地域社会における人権教育・人権啓発

- 家庭や地域社会を基盤に、人権教育を一層充実させていきます。保護者への学習機会や情報提供を広げ、家庭での教育力を高めるとともに、地域団体や関係機関との連携を強化し、差別や虐待の未然防止に努めます。
- 人権啓発活動の担い手を育成し、住民協働による事業を展開することで、地域全体に人権尊重の意識を広げます。さらに、体験的な学習や教材開発を進め、知識だけでなく感性や実践力に訴える教育を推進し、持続的に人権文化を育む取組を進めます。

主な取組

- 家庭における人権教育の推進
- 地域社会における人権教育の推進
- 地域ぐるみの虐待防止と支援体制の強化
- 住民協働による人権啓発の推進と体制強化
- 啓発手法の改善と教材開発



3 家庭・就学前児童における人権教育

- 暮らしや子育ての場において人権尊重の意識をさらに広げていくことが重要です。女性が自分の時間を持ち、男性も家事・育児・介護に積極的に関わることで、家庭にゆとりを生み出す環境づくりを推進します。
- 保育所や認定こども園では、幼児期から人を尊重する心情を育てる教育を充実させ、保育士等への研修や障がい者理解の体験活動を強化します。
- 家庭教育においては、保護者が差別をしない姿勢を示すことの重要性を啓発し、相談体制や学習機会を整えることで、保護者と子ども双方に人権感覚が根付くよう基盤を強化します。

主な取組

- 暮らしの中の「ゆとり時間」の創出
- 保育所等（就学前）における人権教育の推進
- 家庭教育における人権尊重意識の醸成

4 企業、各種団体における人権教育・人権啓発

- 企業における人権尊重の取組をさらに広げ、働く人が安心して力を発揮できる環境づくりを進めていきます。
- 公正な採用や職場での人権意識の向上を促すとともに、ハラスメント防止や法令遵守の徹底を企業に働きかけます。
- 関係団体との連携を強化し、継続的な研修や啓発活動を支援することで、企業内に人権尊重の文化を根付かせます。
- 仕事と家庭の両立を支えるため、育児休業の取得促進や柔軟な働き方の推進を通じて、男女ともに安心して働ける職場環境の整備を図ります。

主な取組

- 企業内人権研修への支援
- 就職の機会均等の確保及び従業員の人権尊重に向けた啓発
- 関係団体との連携強化と継続的な研修の推進
- 仕事と家庭の両立支援および育児取得の推進

5 公的な仕事に関わる者に対する人権研修

- 町職員や保育士、教職員をはじめ幅広い専門職に対する人権研修を充実させ、日常業務の中で人権尊重を実践できる力を高めていきます。
- こどもの人権に配慮した教育方法の向上や、対話を重視した参加型研修を通じて、課題を「自分ごと」として捉える意識を育むとともに、福祉や医療の分野では、人格の尊重や個人情報保護、患者のQOL(クオリティー・オブ・ライフ)を重視した対応を推進し、関係団体との連携を強化します。
- 相談スキルやコミュニケーション力を高める研修を継続的にを行い、職員の資質向上を図ります。

主な取組

- 町職員・保育士・教職員に対する研修の充実
- 福祉関係者に対する研修の充実
- 職員の相談スキルの上昇
- 幅広い特定職業従事者に対する研修の推進
- 医療関係者に対する人権教育の推進



高浜町人権のまちづくり条例

人権侵害をなくし、人権を尊重するまちづくりを推進することを目的として、2020(令和2)年に制定されました。

主な項目としては、次のような条文が定められています。

第3条(町の責務):町が人権施策を講じ、関係機関と連携して人権意識を高める

第4条(町民・事業者の責務):町民・事業者が人権施策に協力し、主体的に参画する

第6条(人権教育・啓発):教育の場での人権教育と、町民への啓発を充実させる



▲町ホームページ

高浜町人権教育・啓発に関する基本計画【第3次】 概要版

発行年月:令和8年3月

発行:高浜町 編集:高浜町立三松センター

〒919-2381 福井県大飯郡高浜町西三松6-21-8

TEL:0770-72-2080 FAX:0770-72-2465

計画本編は
こちら>>

